

(別紙)

選定基準	審査項目	審査内容	配点		審査書類
①法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の妥当性(府方針等の適合性) 基本方針の妥当性(府方針等の適合性)関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設定目的や府の方針に沿っているか 管理運営に伴う事業執行が関係法令等に合致したものであるか 個人情報の適切な管理体制が整備されているか(職員への周知(研修)や、再委託先への情報管理体制等) 府民の平等な利用を図るための具体的手法が確保されているか 	確保できない場合は失格		計画書(1) ・様式2-1 ・その他全般
②安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 人的能力(人員配置・組織体制の妥当性) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営が適切に行える人員体制、組織体制が確保されているか 職員の指導育成・研修体制は十分か 	10	30	計画書(2) ・様式2-2 ・様式4-4 ・様式4-6 ・様式4-7、4-8 ・運営体制表 ・再委託予定調書 ・団体概要書 ・添付書類
	<ul style="list-style-type: none"> 物的能力(経営基盤の安定性) 	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況が安全かつ健全なものか 事業規模に対して所有財産の規模が適正であるか 財務諸表のバランスがとれているか 	5		
	<ul style="list-style-type: none"> 業務遂行力(業務実績、団体の信用性) 	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設等を良好に運営した実績はあるか 収支計算書と事業計画書の内容は整合しているか、また、実現可能性はあるか 再委託を行う場合、その範囲は適切か 	10		
	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害等緊急時の危機管理体制は確立されているか 事故未然防止等、来館者への安全管理は十分か 	5		
③施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対するサービスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策が提案されているか、期待できる効果、実現可能性・継続性はあるか(利用料金、開館時間、利用申込・利用者決定手続、食事提供業務の提案等) トラブル防止や苦情等への対処法が確立されているか 	10	40	計画書(3) ・様式2-3 ・様式4-1~4-5 ・様式4-7、4-8 ・様式7
	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進、利用者増への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方策が提案されているか、期待できる効果、実現可能性・継続性はあるか(サービス向上に繋げるための基本的な考え方や、利用者の意見を反映するための具体的な方法) 	10		
	<ul style="list-style-type: none"> 適切な利用料金設定 	<ul style="list-style-type: none"> 実現可能性があり、かつ利用者にとって適切な価格であり、収支計画等と整合しているか 	5		
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の効用を最大限発揮するための新規事業(自主事業)等の提案力 	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的の趣旨と合致し、通常の施設の適正管理に支障をきたさないものか 十分な創意工夫や実現可能性があるか 	15		
④施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 経費の縮減効果 当該施設の管理運営に係る府の経費 ※指定期間における指定管理料等(指定管理料-納付金)の提案額を比較 <計算式>【申請者の点数】=30点×(応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格)÷(申請者の提案価格) ※申請者の提案価格>0円の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 左記計算式による 指定管理料提案額の積算に、指定管理業務の対象外の収支が含まれると認められる場合は、適切な補正を行った上で計算 	30	30	計画書(4) ・様式2-4 ・収支計画書 ・様式4-7、4-8
合計点数			100	100	

※ 府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例(平成17年京都府条例第1号)